

聖マリアンナ医科大学における内部質保証に関する基本方針及び手続きについて

1. 内部質保証に関する基本的な考え方

本学は、学則第1条の2に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

また、大学院学則第2条の2に「本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

これらの規程に則り、本学では建学の精神である「生命の尊厳」並びに建学の精神より策定された3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等に基づき、教育・研究・診療水準の向上と活性化を図り、社会的使命および責任を果たすため、大学の諸活動にかかる自らの点検および評価を行い、PDCAサイクルを機能させ、内部質保証を推進する。

2. 内部質保証に係る組織と権限・役割分担

(1) 本学は「自己点検・評価規程」を定め、大学全体の自己点検・評価を円滑に実施し、内部質保証を推進するため、学長を委員長とする全学内部質保証推進組織「大学自己点検・評価委員会」を設置した。また、同委員会の下部組織として、医学部と大学院にそれぞれ自己点検委員会を組織して、その実務にあたっている。さらに学内全ての組織において、部署毎に自主的な改善を継続的に行い、教育研究等のレベルを維持・向上を図るために、それぞれが自己点検・評価を行う。

大学自己点検・評価委員会は、学部、研究科、その他の組織における自己点検及びPDCAサイクルを実効性あるものにするために助言、支援等を行う。

(2) 学内の教育及び研究等諸活動に関するデータを収集・分析し、その結果を関係部署及び各種委員会等へ提供するために教学IRセンターを設置する。

(3) 上記の委員会が相互に連携し自己点検・評価を行い、明らかになった課題は、常置委員会等の会議体において、改善・改革への取組みが検討される。特に教育活動、研究活動、教員組織等に関する議題については、学長を委員長とする教学体制検討委員会を経て主任教授会または研究科委員会に諮られる体制が整っており、継続的に改善を行うことによって内部質保証を推進している。

(4) 本学における自己点検・評価活動を円滑に進めるため、大学自己点検・評価委員会、医学部自己点検委員会及び大学院自己点検委員会の事務局として自己点検評価室を設置する。

3. 内部質保証に関する手続き

(1) 自己点検・評価

① 医学部・医学研究科

- 1) 医学部自己点検委員会および大学院自己点検委員会は、各部署から提出された自己点検・評価を取りまとめ、自己点検・評価報告書を作成し、大学自己点検・評価委員会に報告し承認を得る。
- 2) 自己点検・評価項目は原則として、自己点検・評価規程に規定する別表とする。
- 3) 報告書は、原則として学内及び学外に公表するものとする。

② 講座(分野)等及び教員

- 1) 講座(分野)等が適正かつ円滑に運営されるよう、各講座等において教育・研究・臨床・講座運営に対する年度ごとの目標と行動計画を策定し、年度終了後に自己評価を行う。その結果は、医学部自己点検委員会において評価する。
- 2) 任期付助教以上の全教員を対象とした「教員自己点検評価」を実施する。「教員自己点検評価」は、医科大学の使命である教育・研究・臨床活動の三本柱を中心に、各教員が目標項目と目標達成基準を設定し、自己評価を行う。講座代表等は、その結果に基づいて面談等を行い、指導・助言を行う。

(2) 外部評価による検証

- ① 内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、機関別認証評価や分野別認証評価を受審する。
- ② 機関別認証評価や分野別認証評価の受審結果は、学内及び学外に公表するものとする。